

墨田児童会館の指定管理者の指定について

1 施設の名称

墨田児童会館（墨田区墨田二丁目30番15号）

2 指定の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで（5年間）

3 指定管理者とする団体

（1）名称

社会福祉法人雲柱社

（2）所在地

東京都世田谷区上北沢三丁目8番19号

（3）代表者氏名

理事長 服部 榮

（4）沿革

昭和28年7月 法人設立

（5）事業の実績（自治体からの受託運営）

ア 本区での実績

昭和61年～ さくら橋コミュニティセンター管理運営受託

平成13年～ 墨田児童会館管理運営受託

平成15年～ 文花児童館、外手児童館管理運営受託

平成18年～ 墨田児童会館、文花児童館、外手児童館、さくら橋コミュニティセンター指定管理者

4 選定経過及び選定理由

（1）募集内容

ア 募集期間 令和2年7月21日から令和2年8月31日まで

イ 周知方法 区のお知らせ及び区のホームページに掲載

ウ 応募事業者数 1事業者

（2）選定経過

墨田区指定管理者選定委員会において、主管部検討部会での審査を経た事業者について、申請書類等に基づき、評価項目である利用者サービスの向上、効率的・効果的な施設の運営、事業計画の遂行能力の3項目に関する審査を行った。

（3）選定理由

審査の結果、選定事業者は、評価項目の評価の合計点が設定した水準を超えたことから、墨田児童会館の設置目的を効果的・効率的に実現することが期待できるため選定した。

5 事業計画の要点

（1）管理運営の方針

墨田児童会館の設置目的及び指定管理者制度の趣旨を踏まえ、0歳から18歳までのすべての児童を対象とした切れ目のない成長支援を行う。また、墨田区子ども・子育て支援総合計画、子ども子育て会議学齢部門における提言を踏まえ、児童館が担うべき役割を把握して児童館運営に取り組み、地域における子育て・子育て支援の拠点として、地域に信頼される施設運営を目指す。

（2）主な提案内容

ア 利用者サービスの向上に関する提案

（ア）スポーツ、季節行事等の実施や中高校生世代の居場所づくりをする。

（イ）定員を設けない月齢、年齢別クラス活動を細かく設定し、乳幼児活動を実施する。

(ウ) 運営連絡協議会や児童館外での活動を通して、地域の生のニーズを聞き取り事業へ反映させる。

(エ) 子育て中の保護者の不安な気持ちに寄り添った相談、支援を実施する。

イ 効率的・効果的な施設の運営に関する提案

(ア) 指定管理料(提案額)：112,992,592円

(イ) 午前、午後、夜間と時間帯ごとに変わる利用者層・ニーズに合わせ、事業内容を工夫し、部屋の利用時間に空きがないようにする。

ウ 事業計画の遂行能力に関する提案

(ア) 子ども・子育て関連施設の従事経験が豊富な職員(館長20年、児童館リーダー10年、学童クラブリーダー10年、17年)を配置する。

(イ) 個人情報保護法及び墨田区個人情報保護条例を遵守する。